

空き家バンク活用促進補助金に関するQ&A

Q1. 空き家バンク活用促進補助金とは具体的にどのような制度ですか。

住宅の売買に係る相続登記、家財処分、改修費用等の一部として補助する制度です。

Q2. 申請者の条件は何がありますか。

空き家バンクに登録されている住宅又は宅地の所有者が対象です。（その他、市税等の滞納がないこと、暴力団員でないことなどの条件があります。）

Q3. 3親等以内の親族とはどこまでですか。

父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、叔父叔母（伯父伯母）、曾祖父母、ひ孫、甥・姪が3親等となります。

Q4. 申請する際に必要な書類は何ですか。

同意兼誓約書、対象住宅又は宅地に係る売買・賃貸契約書の写し（内訳が分かるもの）が必要となります。

Q5. 補助金の額はいくらですか。

一律5万円です。

Q6. 補助金はどのような形で支払われますか。

補助金確定後、補助金交付請求書を提出していただくと、30日以内に申請者へお支払いをいたします。

Q7. 補助金の交付に制限はありますか。

本制度による補助金の交付は、同一申請者に対して1回限りです。また、申請は成約から1年を超えないまでの日とします。

Q8. 申請の添付書類が用意できないのですが、申し込み予約はできますか。

申し込み予約は出来ません。必要書類全てをご準備の上、申請してください。

Q9. 申請書類の書き方がわからない場合はどうしたらよいですか。

都市計画課へお越しいただき、同課で記入をご案内させていただきます。

Q10. 担当部署はどこですか。

市役所4階 産業建設部 都市計画課 住宅政策係（TEL 0949-25-2050）になります。